

南相馬市除染計画 (第一版)の概要

1 除染の方針 (その1)

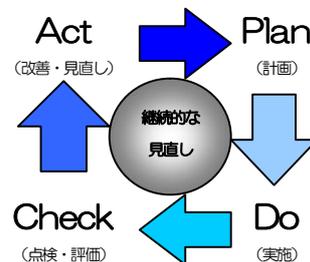
(1) 目標

生活圏※	将来目標：追加被ばく線量 年間 1mSv 未満 計画目標：除染を実施する前の空間線量率を半減
農地	将来目標：農畜産物等からの放射性セシウム 未検出 追加被ばく線量 年間 1mSv 未満 計画目標：農地土壌等からの放射性セシウム 1,000Bq/kg 未満
森林	生活圏の目標に即する(＝生活圏の空間線量率を半減)
河川	国の実証実験結果や新たな科学的・技術的知見の確立を踏まえながら、早期実施に向けた検討を進めます。

(2) 計画の期間

平成26年3月末日まで(農地の一部については、平成29年3月末日まで)

本計画は一次除染計画として位置付け、除染作業について、その都度評価し、柔軟かつ継続的に見直すことで将来目標を達成



(3) 汚染の状況に応じた除染方針

生活圏	①特定避難勧奨地点を含む区域 庭の土壌の除去などの方法も選択肢として一面を除染 ②その他の区域 屋根、雨樋又は側溝等局所的に高い線量の箇所を除染
-----	---

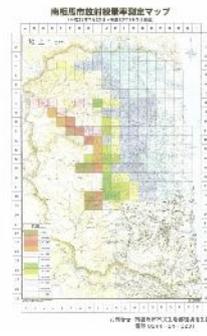
※人が日常生活において主に過ごす場所であり、住宅等、事業用建物等がこれにあたります。

1 除染の方針（その2）

農 地	①5,000Bq/kg を越える農地を含む区域 地目や土壌の条件を考慮した上で、表土削り取り、水による土壌攪拌・除去などを選択して除染 ②5,000Bq/kg 以下の農地を含む区域 耕起を行っていない農地の表土削り取りなどの除染の方法も選択肢として除染 ③2,000Bq/kg 以下の農地を含む区域 水田については、原則として、一定期間主食用米の生産を行わず、農地保全を兼ねた深耕を初めとした除染
-----	---

(4) 優先順位

生活圏にあっては空間線量率の高い地域から実施します。
 農地については、放射性セシウム濃度の高低と作付け計画の両方を勘案し、別途、優先順位を定めます。



(5) 計画の継続

除染計画終了後においても、将来目標達成のため、二次除染計画を作成し、継続して除染を実施します。

2 除染計画の対象となる区域

対象区域：国が除染等を実施する警戒区域及び計画的避難区域を除く市内全域

3 除染の実施者及びその区域

国、県及び市等が管理する土地等	原則として、各々の管理者によって除染を実施
生活圏（上記以外の住宅等、事業用建物等及びその用地）	原則として、市が事業主体となり除染を実施
農地	原則として、市が事業主体となり除染を実施

※住宅等…一戸建て住宅、共同住宅、下宿、併用住宅など
 ※事業用建物…福祉施設、病院、工場、店舗、事務所など

4 施設・土地の用途等に応じた除染方法

(1) 汚染状況の確認

空間線量率を低減させるための有効な手段と除去土壤等の発生抑制の双方を勘案しなければならないことから、詳細なモニタリングを実施し汚染状況を確認

(2) 生活圏における標準的な除染方法の例

種別	特定避難勧奨地点を含む区域	その他の区域
住宅等 事業用建物等 (公共施設を含む)	屋根の洗浄 雨樋の清掃 庭木の剪定 庭の除草 庭土の表土除去 側溝内汚泥の除去 側溝内洗浄	屋根の洗浄 雨樋の清掃 庭木の剪定 庭の除草 一部高線量地点の土壤等の除去 側溝内汚泥の除去 側溝内洗浄
道路	散水車・清掃車によるブラッシング アスファルト継ぎ目・ひび割れ部分 のブラッシング 側溝内汚泥の除去 側溝内洗浄 街路樹の剪定 道路表面の削り取り 再舗装	散水車・清掃車によるブラッシング アスファルト継ぎ目・ひび割れ部分 のブラッシング 側溝内汚泥の除去 側溝内洗浄 街路樹の剪定
生活圏の森林	枝葉の剪定 落ち葉の除去 除草	枝葉の剪定 落ち葉の除去

(3) 農地における標準的な除染方法の例

種別	5,000Bq/kg 超	5,000Bq/kg 以下	
田	耕起済	吸収抑制資材を施用しての深耕・ 反転耕 水による土壤攪拌・除去 除草後の表土削り取り ^{注1} 周辺水路の汚泥の除去	吸収抑制資材を施用しての深耕・ 反転耕 周辺水路の汚泥の除去
	耕起未済	吸収抑制資材を施用しての深耕・ 反転耕 水による土壤攪拌・除去 除草後の表土削り取り 周辺水路の汚泥の除去	吸収抑制資材を施用しての深耕・ 反転耕 除草後の表土削り取り 周辺水路の汚泥の除去
	畦畔	除草 表土削り取り	除草
畑	耕起済	吸収抑制資材を施用しての深耕・ 反転耕 除草後の表土削り取り ^{注1}	吸収抑制資材を施用しての深耕・ 反転耕
	耕起未済	吸収抑制資材を施用しての深耕・ 反転耕 除草後の表土削り取り	吸収抑制資材を施用しての深耕・ 反転耕 除草後の表土削り取り
牧草地	吸収抑制資材を施用しての深耕・ 反転耕 牧草の削り取り	吸収抑制資材を施用しての深耕・ 反転耕 牧草の削り取り	
ため池	汚泥浚渫 除草	汚泥浚渫 除草	
永年性作物	樹皮の洗浄 粗皮削り 剪定 除草 吸収抑制資材の施用 除草後の表土削り取り	樹皮の洗浄 粗皮削り 剪定 除草 吸収抑制資材の施用	

注1…他に有効な除染方法がない場合のみ実施

※2,000Bq/kg以下の農地の地区は、土壤調査等を実施し、放射線量の低減経過を確認して、除染作業内容について検討。水田については、原則として一定期間主食用米の生産を行わず、農地保全を兼ねた深耕をはじめとした除染

(4) 南相馬市除染推進委員会（仮称）の設置

除染の専門家等で構成する南相馬市除染推進委員会（仮称）を設置し、以下の手順でより適切な方法にて除染を実施できるようにします。

- ① 市は、除染を委託業務により行います。その際、委託業務候補者を指名型プロポーザルで選定し、安全、効果的かつ効率的な除染の方法について幅広く募集
- ② 南相馬市除染推進委員会（仮称）は、指名型プロポーザルに係る選考委員会を兼ね、有益な知見を活用できる候補者を選定
- ③ 南相馬市除染推進委員会（仮称）は、定期的に除染の結果を評価し、これに基づき助言・指導を実施。これを継続して将来目標を達成

(5) 警戒区域及び計画的避難区域の除染との連携・調整

国と市は、除染の方法等について十分に連携、調整を図りながら実施

5 除染の着手予定時期及び完了予定時期(生活圏)

地区	実施時期							
	H23年度	H24年度				H25年度		
原町区太田地区 (特定避難勧奨地点を含む地区)	→							
原町区石神地区 (特定避難勧奨地点を含む地区)	→							
鹿島区上真野地区 (特定避難勧奨地点を含む地区)	→							
鹿島区上真野地区 (比較的線量の高い地区)	→							
原町区石神地区 (比較的線量の高い地区)		→						
原町区太田地区 (比較的線量の高い地区)			→					
原町区原町地区 (国道6号の西部)			→					
鹿島区上真野地区 (国道6号の西部)						→		
鹿島区八沢地区 (国道6号の西部)						→		
鹿島区鹿島地区 (国道6号の西部)						→		
鹿島区真野地区 (国道6号の西部)							→	
原町区高平地区 (国道6号の西部)							→	
原町区石神地区 (国道6号の西部)							→	
原町区太田地区 (国道6号の西部)								→
原町区大甕地区 (国道6号の西部)								→
原町区大甕地区 (国道6号の東部)								→
原町区原町地区 (国道6号の東部)								→
原町区高平地区 (国道6号の東部)								→
鹿島区真野地区 (国道6号の東部)								→
鹿島区鹿島地区 (国道6号の東部)								→
鹿島区八沢地区 (国道6号の東部)								→

※比較的線量の高い地区とは、追加被ばく線量が年間5mSvを超える地区

※農地については、このスケジュール表とは別に2年から5年の間で着手及び完了予定

6 除去土壌及び除染に伴い発生した廃棄物の収集、運搬、保管及び管理に関する事項

除去土壌等の中間貯蔵施設及び最終処分場の確保については、国が責任を持って行うこととなりますが、これを待っていたのでは迅速な除染が進みません。

このため、市では、除去土壌等の保管に必要な一時集積所及び仮置き場を設置し、安全に管理していきます。

(1) 各行政区が管理する一時集積所の設置について

- ①除去土壌等は、可燃物と不燃物などに分別して土嚢袋等に梱包し、各行政区内に設置する一時集積所に搬入
- ②一時集積所には、遮水シートを敷きフレコンバッグ（大型収納袋）等を設置。土嚢袋等は、この中に投入し、雨水防止のため遮水シートで覆う
- ③設置期間は、概ね2年間

(2) 市が管理する仮置き場の設置について

- ①鹿島区、原町区に各1箇所設置（小高区には国が設置。）。
- ②仮置き場の選定にあつては、選定基準を明示し周辺住民の合意形成
- ③仮置き場の構造は、簡易埋立て方式
- ④仮置き場の設置期間は概ね3～5年間

(3) 中間貯蔵施設等について

中間貯蔵施設等の確保やその安全性の確保について、国へ強く要望

(4) 一時集積所及び仮置き場の安全の確保

地域住民の安全・安心を最優先で考慮した、遮へい、放射線モニタリング、地下水の放射性物質検査を継続的に実施・公表

(5) 一時集積所から仮置き場までの運搬

一時集積所に長期間除去土壌等が保管されることのないように定期的に運搬し、運搬時には適当な容器を用いるなど、飛散流出防止に配慮

(6) 除去土壌等の保管

除去土壌等の減容について、新たな技術の開発等に注視し、効果的かつ効率的な技術を積極的に取り入れ

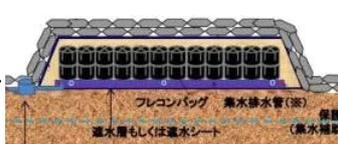
(7) その他

線量が低い除去土壌等は、今後、福島県が設置を予定している海岸防災林の資材として活用されるよう、関係機関へ強く要望

【除去土壌等の保管イメージ】



一時集積所



仮置き場



中間貯蔵施設

7 その他

(1) 継続的なモニタリングの実施

除染後であっても、地形や気候その他の事由により、再度、空間線量率が高くなる可能性も否定できないため、地区住民の皆さんの協力を得て、モニタリングを継続していく必要

(2) 除染結果の公表

除染の実施内容及びその効果について、適宜適切に市民に公表

(3) 事業者が留意すべき事項

除染等を行う事業者は、除染等に従事する者の放射線防護等労働安全衛生に細心の注意を払い、当該従事者が受ける放射線量を適切に管理する必要

(4) 市民と協働による除染活動の推進

本計画に基づいて市が主体となって、除染に取り組みますが、汚染の範囲が広大であるため、行政だけで早急に除染を進めるのは困難です。

このことから、市は、市民の皆さんへの支援を行い、市民と協働による除染活動を推進します。

(5) 除染作業に伴う財源の確保

福島第一原子力発電所事故による放射能漏洩については、事業者である東京電力及び原子力政策を推進してきた国が全責任を負うものであります。

このことから、本計画及び次期計画等の除染に関する経費については、その全額を国及び東京電力に対して負担を求めます。

南相馬市除染計画（第一版）の概要

平成23年11月

■作成／南相馬市市長公室除染対策室